

**■ 給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください！**

「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当します※。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。

<貸金業登録の有無は、金融庁WEBサイト（登録貸金業者情報検索サービス）から検索できます。>

～ 「給与ファクタリング」に関する被害事例～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

いわゆる「給与ファクタリング」の利用により、本来受け取る賃金よりも少ない金額しか受け取れなくなるため、経済的状況がかえって悪化し、生活が破綻するおそれがあります。

違法なヤミ金融業者を絶対に利用しないでください。

詳しくはこちらをご覧ください。

金融庁：[https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu\\_chuui2.html](https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/kinyu_chuui2.html)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

■「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE アカウントの開設について

新型コロナウイルス感染症については、消費者が不正確な情報に惑わされること  
がないよう、正確な情報がいち早く消費者の元に届くことが重要です。

今般、より多くの消費者の皆様に直接的に情報を届けるため、消費者庁とLINE  
株式会社が協力し、新型コロナウイルス感染症対策に関する消費者向け情報を発信  
する消費者庁のLINE 公式アカウントを開設しました。

下記URL 又はQR コードから本アカウントを友だちに追加すると「消費者庁 新  
型コロナ関連消費者向け情報」から最近の情報にアクセスできるようになるほか、  
消費者庁から定期的に送られる注意喚起メッセージを受け取れるようになります。

なお、本アカウントには、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談できるよ  
う、直接消費者ホットライン188へ連絡できる機能をつけています。困ったとき  
は、一人で悩まずに消費者ホットライン188または最寄りの消費生活センターに  
御相談ください。

記

LINE 公式アカウントの詳細及び「友だち登録」方法

- ① アカウント名：消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報  
LINE ID ：@line\_caa

- ② 「友だち登録」の方法

LINE アプリをお手持ちのスマートフォン等にインストールした後、次のいず  
れかの方法で、「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」を「友だち」に登録  
してください。

- ・URL：下記のリンクから友だち登録

<https://lin.ee/d57rXBD>

- ・QR コード：下記の QR コードを読み取り、友だち登録



■新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください

身に覚えのない商品が届いた際は、下記のように対応してください。

【令和2年4月作成】 消費者庁

### 新型コロナウイルス感染症に便乗した 身に覚えのない商品の送り付け にご注意ください

**注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、  
お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。**

#### 【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

(例) 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、**ひとまず落ち着きましょう。**

送り付けられる前に、**事業者からの電話連絡**はありましたか。

はい / いいえ

送付された商品の**売買契約の勧誘**はありましたか。

はい / いいえ

上記の**売買契約の締結**を申し込みましたか。

はい / いいえ

★商品が届いた場合でも、**契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ※**ができます。書面を受け取ってなければいつでも可能です。

※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

★**売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。**

★**商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間\*を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。**その後の事業者による**商品の引取りに応じる必要もありません。**

\*引取りを請求すれば、その請求の日から7日間に拒絶できますが、事業者電話番号等を知られてしまう可能性もあります。

**憶えて事業者に連絡したりせず、  
使わずに保管し、14日間経過後から処分しましょう！**

おかしかったら、心配なことがある場合は。

○ 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188** (局番なしの3桁番号) 等の関係機関にご相談ください。

※ このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。 (<https://www.csa.go.jp/>)

作成:消費者庁消費者政策課 (電話:03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-7557)

困ったときは、一人で悩まずに消費者ホットライン188または最寄りの消費生活センターに御相談ください。

注意！：政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、以下のお知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

これ以外に身に覚えのない商品が届いた場合は、上記のように対応してください。

## 3つの「密」を避けましょう！

**● 換気の悪い密閉空間**

**● 多数が集まる密集場所**

**● 身近で会話や発声を伴う密接場面**

新型コロナウイルスへの感染として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が認められればクラスター発生リスクが高まります。

1

2

3

3つの条件がそろえば場所がクラスター（集団）発生のリスクが高い！

▼ 正しいマスクの着用方法

● 一般的なお問い合わせはこちら

ご自身の状況に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご連絡ください。

厚生労働省相談窓口 | 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)  
受付時間 9時～21時 (土日・祝日も可)

相談に教育のある方をはじめ  
電話でのお相談が難しい方 | FAX 03-3595-2756

● 新型コロナウイルス感染症に関して厚生労働省を越えた相談や、新型コロナウイルスを題材とした誹謗中傷メールにご注意ください。

## みなさまへ

ラウンプラス 緊急供給

現在の情勢を踏まえ、一部の地域に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が出されました。

他の地域でも感染が拡大する可能性があることから、みなさまには、不要不急の外出を避けるようお願いいたします。

人と人との接触を7割から8割削減することで、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができます。どうしても外出する必要がある場合には、既に自分は感染者かもしれないという意識をもっていただき、症状がない人でもマスクを着用するとともに、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底をお願いします。

この度、感染拡大防止を図るため、一住所あたり2枚の布マスクを配布いたします。十分な量でないことは承知しておりますが、使い捨てではなく、洗濯を繰り返して使うことで、何度も再利用可能ですので、ご活用ください。

**【お申し込み】**  
お申し込み用紙のダウンロード  
(マスク配布開始期間)

**【お問い合わせ先】**  
布マスクの配布に関する電話相談窓口  
(マスク配布開始期間)

0120-851-2799 (9時～19時)

よくある質問と回答はこちら

小中高生へは別途配布して布マスクをお預りします。2世帯同居の方などはこの日 04/26(水)に配布予定です。

---

### このマスクは洗っていただくことで再利用できます

#### 布マスクの利用・洗濯方法

(今回、配布する布マスクのメーカーごとの情報をもとにしたもの)

**布マスクの洗い方**

- ① 2枚利用推奨ですが、お風呂以外ではなく、よく押し洗いしてください。
- ② 十分なすすぎをしてください。
- ③ 乾燥機は使わず、陰干しで自然乾燥してください。

**洗濯回数**

- ① 洗濯により縮みますが、洗濯回数の再利用については品質上問題ないことを確認しております。
- ② 一日一回の洗濯の頻度を推奨しており、汚れがつかましたら、その都度洗濯してください。

**漂白剤、除菌剤の使用について**

- ① 汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、においがなくなるまで十分なすすぎをしてください。

漂白剤を使用する場合は、洗濯用のゴム手袋などをご着用ください。

- ② 除菌剤の使用は避けてください。

**洗濯表示記号**

上手な洗い方を動画でご紹介しています  
<https://www.yamato.com/contents/10000208/000093491.pdf>

● 布マスクもご利用のみなさまへ

### 新型コロナウイルスを防ぐには？

#### 日常生活で気をつけること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんなどで手を洗いましょう。

持病がある方、高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られたときは、会社や学校を休んでください。

発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

布製マスクを着用した衣類を洗濯する場合は洗濯機を使うようお願いいたします。

**正しいマスクの着用**

① 鼻と口の両方を密着に覆う

② ゴムのひもを耳にかける

③ 隙間がないよう鼻まで覆う

外出する際には、密接を避けさぬようにマスクをつけるなどの行動をお願いいたします。

詳しくは厚生労働省のHP をご覧ください  
<https://www.mhlw.go.jp/feature/1902086/000093491.pdf>

● 一般的な感染対策について

■10万円の特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください！

4月20日に閣議決定された令和2年度補正予算（第1号）案において、1人につき10万円を給付する特別定額給付金（仮称）に関する予算が計上されました。これに便乗し、給付金を装った詐欺が発生する可能性があります。

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

特別定額給付金に関して

- 市区町村や総務省などが現動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
  - 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、数料の振込みを求めることは、絶対にありません。
  - 具体的な給付の方法は検討中です。
- 現時点で、市区町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることは、絶対にありません。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

---

■新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットラインの開設について

---

独立行政法人国民生活センターでは、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設し、以下のとおり、フリーダイヤル（通話料無料）で、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関する相談を受け付けることとなりました。

これにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

- 電話番号：0120-213-188（いやや）  
＜フリーダイヤル（通話料無料）＞  
※「050」から始まるIP電話からはお受けできません。
- 窓口開設日時：令和2年5月1日（金）
- 相談受付時間：10時～16時＜土日祝日含む＞  
※上記時間以降18時までは、国民生活センター(03-3446-1623)で受け付けております。
- 対象：新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関連する消費者トラブル  
想定される相談例
  - ・市役所を名のる電話で、給付金の申請に必要なとなるので、銀行口座の番号とパスワードを教えるように言われた。
  - ・給付の代行を装うサイトからサイト費用と事務手続費用を振り込むように言われた。
- 対象地域：全都道府県

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----  
☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

---

**■携帯電話会社を装った特別定額給付金受取申請のメールにご注意ください！**

---

携帯電話会社を装い、「自治体からの要請で、当社をご利用のお客様には、こちらのメールから特別定額給付金の申請ができるようになりました」というメールが届いたという情報が5月18日に寄せられました。

「役場まで出向かなくてもよい」「マイナンバーが必要ない」「即日お振り込み可能」などと記載され、URLをクリックし申請手続きを行うよう誘導する内容になっていたとのことです。

市町村や総務省が、特別定額給付金の申請手続きにあたり、メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。

メールに記載されたURLには絶対にアクセスしないようにしましょう。

不審に思った場合や、トラブルに遭った場合は最寄りの消費生活センターまたは消費者ホットライン：188（いやや）に相談してください。

詳細は、総務省、消費者庁のホームページでもご確認ください。

【総務省】10万円の特別定額給付金はじまります

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

【消費者庁】特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/pdf/consumer\\_policy\\_cms214\\_200501\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/pdf/consumer_policy_cms214_200501_01.pdf)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

---

**■消費者問題について勉強してみませんか？**

---

アイネスでは、私たちの生活に深く関係のある消費者問題について勉強できる講座を行っています。

どちらの講座も受講料、教材費とも無料です。

国家資格である「消費生活相談員※」の資格取得にもチャレンジできる内容になっています。

○消費者問題の法律に強くなる講座（in大分、宇佐）

URL：<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/sikaku.html>

- ・対象者：どなたでも受講できます
- ・開催会場／募集人員
  - （1）大分会場：20名  
大分会場全労済ソレイユ（大分市中央町4丁目2-5）
  - （2）宇佐会場：20名  
宇佐市勤労者総合福祉センターさんさん館（宇佐市大字四日市391-10）  
※宇佐会場については、定員に達しない場合は中止になります。
- ・日程：全8回（6月～8月までの土曜日又は日曜日）
- ・申込締切：6月12日（金）

○消費生活相談員資格取得支援講座

URL：<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/sikakusyutoku.html>

- ・対象者：大分県内在住の18歳～60歳以下の方（2021年3月31日現在）  
2020年度消費生活相談員資格試験を受験予定で、合否結果を提供できる方  
合格後「大分県消費生活相談員人材バンク」に登録可能な方
- ・開催会場／募集人員：20名 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）  
（大分市東春日町1-1）
- ・日程
  - ・通信講座：6～8月までに教材発送9回、スクーリング3回
  - ・直前講座：9月に4回の集中講義
- ・申込期限：6月17日（水）

※消費生活相談員：消費生活センターなどで悪質商法や商品事故の相談を受け、消費者トラブルの解決を支援するお仕事をしています。

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）



---

**■マイナポイントに乗じた詐欺にご注意ください！**

---

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると「マイナポイント（上限 5,000 円分）」が付与される取り組みが始まります。

マイナポイントを取得・利用するには、マイナンバーカードの取得やマイナポイントの申込が必要となります。

申請方法や、取り組みの詳細は、総務省のマイナポイントホームページ（<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>）をご覧ください。

マイナポイントに関し、総務省・市町村の職員、その他関係者等が、以下のことを行うことは、絶対にありません。

- マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報などを伺うこと
- 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認すること
- 金銭を要求したり、手数料の振込みを求めること

怪しいかな？と思ったら遠慮なくご相談ください。

- 警察相談専用電話：#9110 又は最寄りの警察署
- 消費者ホットライン：188（局番なしの3桁。いやや！）
- マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

---

## ■新型コロナウイルス感染症対策における消毒・除菌方法について

---

消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

商品購入の際には

- ・使用方法
- ・有効成分
- ・濃度
- ・使用期限

の4点をチェックするようにしましょう。

### ① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで、十分にウイルスを除去できます。

さらに消毒剤等を使用する必要はありません。

### ② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

### ③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。

注意) 周りに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することはおすすめしていません。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価をとりまとめたことをうけ、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページを開設し公開していますので、ご覧ください。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

## ■給付金・豪雨関連消費者ホットライン開設について

今般の豪雨により被災された地域の皆さんには、心よりお見舞いを申し上げます。大規模災害の後は、便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

### <災害に便乗した悪質商法の例>

#### ●修理に関するトラブル

・見知らぬ業者が家を訪問し、「後日、行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」と事実と異なる勧誘を行う。

#### ●義援金（寄付）に関するトラブル

・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求めた。

#### ●その他

・「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。

### <消費者への対応アドバイス>

●一人で即決しない。契約や支払い前に、家族などと十分に検討しましょう。

●訪問販売で契約した場合、一定の条件を満たせばクーリング・オフが可能な場合もあります。

●義援金は、確かな団体が実施しているかよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

### <給付金・豪雨関連消費者ホットライン>

●電話番号：0120-213-188 いやや <フリーダイヤル（通話料無料）>

※「050」から始まるIP電話からはお受けできません。

※おかけ間違いにご注意ください。

●相談受付時間：10時～16時<土日祝日含む>

●対象：①新型コロナウイルス感染症対策の給付金等又は  
②令和2年7月豪雨に関連する消費者トラブル

●対象地域：①新型コロナウイルス給付金関連：全都道府県

②令和2年7月豪雨関連：長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県（この地域以外からはつながりません）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

#### ☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

---

■注文していないのに海外から植物の種子が送られてきたという相談が寄せられています

---

最近、全国の消費生活センター等には、注文していないのに海外から植物の種子を送られてきたという相談が寄せられています。外装に植物検査合格証印のない種子が海外から届いた場合は、最寄りの植物防疫所に相談してください。また、代金の請求を受けたなどトラブルに遭った場合には、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

<相談事例>

【事例 1】国際郵便で袋入りの黒い種子のようなものが私宛に郵送されてきた。身に覚えが無い。どう対処すべきか。

【事例 2】昨日、ポストに私宛の国際郵便が届いていた。開封すると植物の種が入っていたが、注文した覚えはない。どうしたらいいか。

<消費者への対応アドバイス>

●外装に植物検査合格証印のない種子が海外から届いた場合は、最寄りの植物防疫所に相談してください。

心当たりの無い種子が届いても、庭やプランターなどに植えないでください。また、種子がビニール袋に入っている場合は、ビニール袋を開封しないでください。

植物防疫法の規定により、植物防疫官による検査を受けなければ、種子などの植物は輸入ができません。輸入時の検査に合格した場合は、外装に合格のスタンプ（植物検査合格証印（注 1））が押されます。もし、輸入検査を受けていない（外装に合格のスタンプのない）植物が届いたら、そのままの状態、最寄りの植物防疫所（注 2）又は郵便局（注 3）に相談してください。

（注 1）[国際郵便物での植物類の輸入について（植物防疫所）](#)

（注 2）[海外から注文していない植物が郵送された場合は、植物防疫所にご相談ください（植物防疫所）](#)

（注 3）[注文した覚えのない種子が入った郵便物が届いたというお問い合わせについて（日本郵便株式会社）](#)

<代金の請求を受けたなどトラブルに遭った場合>

注文していない植物の種子などが送られてきて、代金の請求を受けたり、不審な点があったりした場合はすぐに最寄りの[市町村消費生活センター等の相談窓口](#)、大分県消費生活センター（097-534-0999）、消費者ホットライン（188）に相談してください（注4）。

※消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

（注4）特定商取引法上の「ネガティブ・オプション」に該当する場合、商品の送付があった日から14日間を経過したときは、販売業者による商品の引取りに應じる必要がない。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

-----

**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

---

■固定電話が使えなくなる？IP網への移行に便乗した勧誘に注意！

---

<相談概要>

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2020 年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか」と電話がきた。不審に思い断ったが、この会社の言っていることは本当なのか。

<消費者への対応アドバイス>

- NTT 東日本とNTT 西日本（以下、NTT 東西）は2024 年以降、固定電話のIP 網※への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。
- この設備切替に便乗し、固定電話や固定電話の番号が使えなくなる、といった勧誘文句で営業をする業者に注意しましょう。
- IP 網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切替に伴う手続きや工事も不要です。
- よく分からなければその場で返事はせず、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等（消費者ホットライン 188）、もしくはNTT 東西の固定電話のIP 網への移行に関する問い合わせ先へご相談ください。

NTT 西日本 0120-190-022

【受付時間】午前 9 時から午後 5 時まで（12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

※IP網（アイピーもう）：インターネットなどの技術を利用したネットワークによるデータ通信のこと。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----  
☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----  
～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

-----  
【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話： **097-534-0999**



---

**■国勢調査をかたる者による調査票情報等の詐欺行為へご注意ください！**

---

本年9月から10月に令和2年国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法及び国勢調査令に基づき、5年に一度日本に常住する全ての人及び世帯を対象とする調査で、国内最大・唯一の国民全数調査です。

国勢調査など公的な統計調査を装い、世帯を訪問して記入した調査票をだまし取ったり、世帯の家族構成などを電話で聞き出したりする「かたり調査」にご注意ください。

統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にもつながりかねません。

<被害に遭わないためのポイント>

1. 電話や電子メールで国勢調査を依頼することはありません
  - 電話で国勢調査を依頼することは絶対にありません。
  - 不審な電話や電子メール、不審なウェブサイトなどにご注意ください。
  - ただし、調査票を提出していただいた後、記入内容に不明な点がある際は、確認をするため、国・県・市町村の職員から、お電話をする場合があります。
2. 国勢調査には「収入、預金等」に関する調査事項はありません
  - 国勢調査には、収入や預金などの額を調べる項目はありません。
  - 国勢調査で、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きしたり、金品を要求することはありません。
3. 国勢調査員は、常に「調査員証」を携帯しています
  - 調査員は必ず調査員証を携帯しています
  - 調査を行う国勢調査員は、顔写真つきの「調査員証」や「腕章」を必ず身に付けています。
  - 「調査員証」を携帯していない人が訪問した場合、調査員になりすましている可能性があります。

国勢調査の詳細については、総務省統計局が運営する下記サイトをご覧ください。

国勢調査 2020 総合サイト：<https://www.kokusei2020.go.jp/>

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684  
ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>  
E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）  
<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！  
★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。  
<https://www.facebook.com/oita.iness>

---

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

---

■ 持続化給付金を誤って受給された方へ返還のお願い

---

持続化給付金は、次のような受給要件を満たした方のみが対象です。

- ・ 事業を実施している
- ・ 昨年度売上と比べて本年の売上が減少している
- ・ 売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響による

ご自身が受給要件を満たさないのに給付を受けた方は速やかにご返還ください。

お心当たりの方は、以下のコールセンターにご連絡ください。

- ・ 2020年8月31日以前に申請された方：0120-115-570
- ・ 2020年9月1日以降に申請された方：0120-279-292

<持続化給付金のサイト>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----  
☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----  
～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、

不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は…】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
  - 相談電話：097-536-5000
- 

#### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

---

■排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意！「料金3,000円」のはずが数万円に！？

---

最近、排水管や排水樹等の洗浄サービスに関する相談が寄せられています。

こうした排水管等の洗浄サービスに関する相談は、2015年度から2018年度にかけては1,700件前後を推移していましたが、2019年度には2,000件を超え増加しました。

相談事例をみると、「突然訪問してきた事業者から『排水管を無料で点検する』と言われ了承したところ、『このままでは大変なことになる』と排水管の洗浄をすすめられ契約してしまった」「料金3,000円と書かれたチラシを見て排水管の洗浄を依頼したところ、数万円の費用を請求された」等、事業者の突然の訪問やチラシをきっかけとしたトラブルがみられます。

【相談事例】

- ・事業者が「排水管を無料点検する」と訪問し依頼したら高圧洗浄を勧誘された
- ・「高圧洗浄が3,000円」とのチラシを見て依頼したが実際は高額な費用がかかった
- ・訪問した事業者に勝手に排水管を確認され「大変なことになる」と洗浄を勧誘された

【消費者へのアドバイス】

- ・「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者に安易に応じないようにしましょう
- ・チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう
- ・事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう
- ・トラブルになったときには最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

\* 消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

詳細は国民生活センターホームページをご覧ください。

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201015\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201015_1.html)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684  
ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>  
E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）  
<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！  
★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。  
<https://www.facebook.com/oita.iness>

---

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

---

**■身に覚えのない不正な出金にご注意ください!**

---

「身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金」にご注意ください。

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス〇〇ペイ、〇〇Pay などのアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

<ご注意いただきたいポイント>

・キャッシュレス決済サービスや、インターネットバンキングを利用されていない方も被害に遭われています。

・ご自身の銀行口座に不審な取引がないか、インターネットバンキングの入出金明細や通帳などを今一度ご確認ください、口座情報の管理にご注意願います。

・銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、取引先銀行またはご利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。

・銀行およびキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携のうえ全額補償を行っています。

・こうした事案に便乗した詐欺にもご注意願います。

詳細は、消費者庁のホームページをご確認ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_025/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_025/)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

---

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999



---

■お金の困りごと相談会を開催します！

---

借金の返済など債務に関すること、また家計のやりくりに困っている、などの様々な「お金の困りごと」に、弁護士や多重債務相談員が相談に応じます。無料で相談を受けることができます。事前予約制となっております。

下記の相談会についてはまだ空きがありますので、お気軽にお問い合わせください。  
なお、この案内と入れ違いで予約が埋まっている場合がございます。ご了承ください。

- 令和2年11月12日（木） 13：00～15：00 中津市役所
- 令和2年11月26日（木） 13：00～15：00 玖珠町役場
- 令和2年12月 4日（金） 13：00～15：00 豊後大野市役所
- 令和2年12月16日（水） 13：00～15：00 宇佐市役所

\*お金の困りごと相談会のお問い合わせ先はアイネスではなく九州財務局大分財務事務所になります。

財務省九州財務局大分財務事務所  
《多重債務相談窓口》相談員 安部  
TEL：097-532-7188

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）  
〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）  
TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684  
ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>  
E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----  
☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）  
<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----  
☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！  
★Facebookに登録していなくても、見るすることができます。  
<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
  - ・ 相談電話：097-536-5000
-

■宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意しましょう  
- URLにはアクセスしない、ID・パスワードを入力しない！ -

全国の消費生活センター等には、宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに関する相談が寄せられています。

<トラブルのイメージ>

1. 消費者のスマートフォンに、「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」という内容の偽SMSが送られてきます。
2. 送られてきたSMSには偽サイトに誘導するためのURLが記載されています。
3. 偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、消費者のスマートフォンから同じ内容の偽SMSが多数送信されて、身に覚えのない通信料が発生することがあります。
4. 偽サイトにアクセスしてID・パスワード等を入力した結果、キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受けることがあります。



<消費者へのアドバイス>

- 1.SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう
- 2.URLにアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力したりしないようにしましょう

- 3.不正なアプリをインストールした場合にはスマートフォンを機内モードにして、アプリをアンインストールしましょう
- 4.偽サイトにID・パスワード等を入力してしまったら、すぐに変更しましょう
- 5.迷惑SMSやメール、ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておきましょう？携帯電話会社の対策サービスやセキュリティーソフト等を活用しましょう
  - ・ID・パスワード等の使い回しはやめましょう
  - ・キャリア決済の限度額を必要最小限に設定するか、利用しない設定に変更しましょう
- 6.不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合は最寄りの消費生活センター等に相談してください

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

-----

**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

---

■災害に便乗した悪質な修理業者に注意

---

災害に便乗して不必要な住宅修理を契約させられたり、「火災保険が使えるので負担はない。保険の申請は代行する」と業者に言われて高額な手数料を請求されたりするなどの相談が寄せられています。

<相談事例>

訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。（80歳代 男性）

<消費者へのアドバイス>

- ・「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- ・災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- ・また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- ・家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- ・不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

---

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----  
☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

-----

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

#### ☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

・ 相談電話：**097-534-0999**

##### ◇ **消費生活特別相談**

・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

・ 相談電話：**097-534-0999**

##### ◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

---

■**巣ごもり消費に乗じた悪質商法等にご注意**

---

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためには、「新しい生活様式」の定着や感染リスクが高まる「5つの場面」の回避が必要です。

また、巣ごもり消費に乗じた悪質商法等が増える懸念があります。くれぐれもご注意ください。

○**行政機関等の“なりすまし”**

コロナ関連の給付金に必要だとして金銭をだまし取ろうとする「給付金詐欺」や、金融機関や大手企業を名乗りメールで登録情報の変更を促して個人情報聞きだそうとする「フィッシング詐欺」が発生しています。

⇒電話・メールの差出人を十分確認しましょう。

○**身に覚えのない商品の送り付け**

身に覚えのないマスク等の商品が送り付けられるトラブルが発生しています。

⇒慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう。

○**インターネット通販トラブル**

「インターネットで注文した商品が届かない」「お試しと思ったら定期購入だった」等のトラブルが発生しています。不正に個人情報を抜き取る悪質な偽ショッピングサイトもあります。

⇒サイトのURLや規約等を十分確認しましょう。

○**SNSを通じた悪質商法トラブル**

「コロナの影響で収入が減ったので、副業を探し、情報商材を購入したがだまされた」といった相談があります。

⇒SNSを通じたもうけ話にはご用心。

○**コロナへの予防効果を標ぼうする不当表示**

現時点では、新型コロナウイルスの予防商品に客観性・合理性は確認されていません。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

---

■ワクチン接種をかたる不審電話にご注意ください

---

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。

市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話で求めることはありません。

困ったときは一人で悩まず、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン：0120-797-188（なぐな いやや）〈フリーダイヤル（通話料無料）〉」または、消費者ホットライン188にご相談ください。

<相談例>

- ・「ワクチン接種ができる。後日返金されるので10万円振り込むように」と電話があった。
- ・自治体を名乗って「ワクチン接種に2万円かかります。書類を送ります」と電話があった。
- ・保健所職員を装い「高齢者が対象でPCR検査とワクチン接種ができる。予約金が必要だ」と電話があった。

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

-----

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

-----

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？



ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
  - 相談電話：097-536-5000
- 

#### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

---

■店舗での買い物は、クーリング・オフできません！

---

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。

なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。

<相談例>

- 1週間前に夫が店舗で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、クーリング・オフしたい。できるだろうか。（当事者：80歳代 男性）
- 1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたところ、できないと言われた。クーリング・オフできないのか。（60歳代 女性）

このような事例はクーリング・オフの対象とはなりません。

よく分からないときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

国民生活センターのホームページでもご確認していただくことができます。

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen387.pdf>

---

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>